

女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025 (女性版骨太の方針 2025) (抄)

令和 7 年 6 月 10 日
すべての女性が輝く社会づくり本部
男女共同参画推進本部

IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現

(2) 性犯罪・性暴力対策の強化

⑫ AV出演被害の防止及び被害者の救済

AV出演被害について、「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」(令和4年法律第78号。呼称: AV出演被害防止・救済法。)施行後の相談や検挙等の状況を踏まえ、引き続き、同法の各規定による出演被害の防止及び被害者の救済が適切に図られるよう、同法の趣旨や出演契約の特則等の一層の周知を進めるとともに、相談窓口であるワンストップ支援センターにおける被害者への相談支援の充実やSNSの活用等による広報啓発の継続的な実施、厳正な取締り等に努める。【内閣府、警察庁、法務省、関係府省】

(3) 困難な問題を抱える女性への支援

(中略)

いわゆるホストクラブ等で高額な料金を請求され、その売掛金等の支払のために女性客が売春をさせられたり、各種性風俗店に紹介されたりする事案が問題となっているところ、接待飲食営業に係る悪質な営業行為の規制等を内容とする「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」(令和7年法律第45号)が第217回国会で成立したことも踏まえ、悪質なホストクラブ等に対する厳正な取締りを更に推進する。【警察庁】